株式会社地域経済活性化支援機構法第34条に基づく公表について

令和7年11月27日 地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構法第34条に基づき、地域経済活性化支援機構が令和7年7月1日から同9月30日までの期間において行った再生支援決定その他の決定事項等について、以下のとおり公表します。

【事業再生支援業務】

- 1. 再生支援決定を行った件数
 - 1件
- 2. 再生支援決定に係る買取申込み等期間の延長の決定を行った件数 該当なし
- 3. 再生支援決定を撤回した件数 該当なし
- 4. 買取決定を行った再生支援対象事業者の概要並びに買取りに係る債権の元本総額及び信託の引受けに係る貸付債権の元本総額
 - (1) 概要

該当なし

- (2) 買取りに係る債権の元本総額 該当なし
- (3) 信託の引受けに係る貸付債権の元本総額 該当なし
- 5. 出資決定を行った再生支援対象事業者の概要及び出資総額(債務の株式化等による場合にあっては、現物出資された債権の元本総額)
 - (1) 再生支援対象事業者の概要 該当なし
 - (2) 出資総額

該当なし

- 6. 再生支援対象事業者に係る債権の処分の類型ごとの件数、株式又は持分の処分の類型ごとの件数等
 - (1)債権の処分の類型(債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。)ごとの件数 債務の免除:0件、債権の譲渡:0件、その他:0件
 - (2) 株式又は持分の処分の類型 (譲渡、消却その他の類型をいう。) ごとの件数 譲渡: 0件、消却: 0件、その他: 0件
 - (3) 処分時における再生支援対象事業者に対する当該債権の元本総額 該当なし
 - (4) 処分後における再生支援対象事業者に対する当該債権の元本総額 該当なし
- 7. 全ての業務を完了した再生支援対象事業者
 - (1) 概要

該当なし

(2) 買取決定に係る債権の買取価格の総額 該当なし

【特定支援業務】

- 8. 特定支援決定を行った件数 3件
- 9. 特定支援決定に係る買取申込み等期間の延長を行った件数 該当なし
- 10. 特定支援決定を撤回した件数 該当なし
- 11. 特定支援決定に係る買取決定を行った特定支援対象事業者
 - (1)業種
 - ① 中国地方の繊維工業事業者
 - ② 北海道地方のはん用機械器具製造事業者
 - ③ 関東地方の金属製品製造事業者
 - (2) 買取りに係る債権の元本総額 621 百万円 (決定ベース)

- 12. 特定支援対象事業者に係る債権の処分
 - (1)債権の処分の類型(債務の免除、債権の譲渡その他の類型)ごとの件数 債務の免除:1件、債権の譲渡:0件、その他:2件(実行ベース)
 - (2)債権の処分時における当該債権の元本総額 18百万円(実行ベース)
 - (3)債権の処分後における当該債権の元本総額 13百万円(実行ベース)
- 13. 全ての業務を完了した特定支援対象事業者
 - (1)業種

該当なし

(2) 買取決定に係る債権買取価格の総額 該当なし

【特定専門家派遣業務】

14. 特定専門家派遣決定を行った件数 2件

【特定組合出資業務】

- 15. 特定組合出資決定を行った対象特定組合の概要及び特定組合出資の額
 - (1) 対象特定組合の概要 該当なし
 - (2) 特定組合出資の額 該当なし

【特定経営管理業務】

16. 特定経営管理に係る株式会社の事業の概況

会社名		REVICキャピタル株式会社	RFIアドバイザーズ株式会社	株式会社観光産業化投資基盤	地域ヘルスケア産業活性化基盤 株式会社
設立		平成25年6月28日 (特定経営管理決定: 平成25年6月20日	平成31年1月15日 (特定経営管理決定: 平成30年12月21日	平成31年1月24日 (特定経営管理決定: 平成31年1月18日	令和5年12月25日 (特定経営管理決定: 令和5年12月7日
所在地		東京都千代田区	東京都千代田区	東京都千代田区	東京都千代田区
資本金		100百万円	25百万円	26.5百万円	100百万円
業務内容		業務及びこの業務に附帯する業	供給を行う投資事業有限責任組 合の無限責任組合員に係る業	観光遺産活用による地域経済活性化のモデルケース創出に資する事業者等に資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員に係る業務及びこの業務に附帯する業務等	ヘルスケア産業活性化の実現の 為の資金供給を行う投資事業有 限責任組合の無限責任組合員 に係る業務及びこの業務に附帯 する業務等
令和7年度 第2四半期 活動状況	投融資 実行 (※)	設立したファンドにおける ・投融資実行件数 2件 ・投融資実行額 1,041百万円	該当なし	設立したファンドにおける ・投融資実行件数 0件 ・投融資実行額 40百万円	該当なし
	その他				

^(※)設立したファンドにおける投融資実行額には、追加投資を含む。

(注) 記載の金額は、表示単位未満を四捨五入しています。

以上

令和7年度第2四半期(令和7年7月1日~令和7年9月30日)におけるトピックス

令和7年11月27日 株式会社地域経済活性化支援機構

地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)は、株式会社地域経済活性化支援機構法に基づき、 有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業等の事業再生の支援と地域経済の活性化 に資する事業活動の支援に係る取組みを進めています。令和7年度第2四半期での機構の業務実績及び 活動状況について報告します。

1. 事業再生支援業務

令和7年度第2四半期は、再生支援決定1件(非公表)を行いました。

2. 特定経営管理業務 (注2)

令和7年度第2四半期は、投融資2件の新規実行を行いました。

- ・投融資実行の内訳
- OREVIC キャピタル株式会社が設立したファンドによる投融資(2件)株式会社こんぴら堂(香川県仲多度郡)、他1件

3. 特定専門家派遣業務(注3)

令和7年度第2四半期は、特定専門家派遣決定2件(非公表)を行いました。

4. 機構による人材育成等

		累計(※1)	今期
人材育成	金融機関等からの出向者累計人数	192人	+1人
人们自成	短期トレーニー累計人数※2	199人	1
	投資先・支援先等への累計派遣人数(下記を除く)	1,089人	+16人
人材派遣	金融機関等への累計派遣人数(事業性評価に係るものに限る)※3	1,733人	1
人材還流	専門家の累計退職者数	300人	+2人

- ※1. 平成21年10月16日~令和7年9月30日時点
- ※2. 令和4年3月31日業務終了
- ※3. 令和4年3月31日業務終了(なお、人数は派遣契約に基づき人日ベース)

5. その他 主な活動について

(1)機構内に大規模災害対応本部を設置

令和7年6月の第217回通常国会で成立した「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案」において、機構の目的として「大規模な災害を受けた地域の経済の再建その他の地域経済の活性化」を図ることが明記されました。これを受け、平時より今後起こりえる大規模災害に備え、万全の体制構

築を進めるため、同年9月11日付で当機構内に「大規模災害対応本部」を設置しました(※)。

当機構として、大規模な災害が発生した場合には、被災地域における案件相談や地域金融機関等との連携など、過去の災害から得られた知見及び経験を最大限に活用し、被災事業者への迅速かつきめ細やかな支援の強化に努めるとともに、地域経済の課題解決に向けた取組みを支援してまいります。

(※)機構 HP に掲載されている「組織図」(https://www.revic.co.jp/about/overview.html) もご参照ください。

(2) 皆生温泉再生及び活性化のための産官金連携協定の締結

当機構は、令和7年9月30日付で、鳥取県米子市、皆生温泉旅館組合、皆生温泉観光株式会社、株式会社鳥取銀行、米子信用金庫、株式会社山陰合同銀行及び株式会社商工組合中央金庫と「皆生温泉再生及び活性化のための産官金連携協定」を締結しました。

本協定に基づき、皆生温泉全体の再生・活性化のテーマを「持続可能な温泉地づくり」に設定し、皆生温泉の再生・活性化における6つの地域課題(※)の解決に向け、協働で施策を推進してまいります。

(※) ①老朽化施設·設備更新、②景観整備、③集客力向上、④コスト削減、⑤人手不足対応、⑥事業承継。

(3) 地域企業経営人材確保支援事業(REVICareer)

機構では、地方へ新しい人の流れを創出するため、経営人材を求める地域の中堅・中小企業の求人票と地域活性化に意欲のある大企業人材が登録されている人材プラットフォーム「REVICareer(レビキャリ)」の管理・運営を行い、地域金融機関による人材マッチングの促進を引き続き実施しています。

令和7年9月末実績では、累計マッチング件数が250件を突破(259件)し、前年同期(4月~9月)比で74%の増加と急成長しております。

また、登録金融機関数も 200 機関を突破(205 機関)いたしました。引き続き、REVICareer の全国的な普及を目指して取り組んでまいります。

【参考】令和7年9月末におけるREVICareer実績(累計)の概要

	令和7年度(9月末)	令和 6 年度末
マッチング件数	259 件	178件
登録地域金融機関数	205 機関	156 機関
登録者数	5,339人	4,343 人
登録求人票数	4,639件	3,449件

- (注)1. 支援先の社名は、原則として支援決定時点での社名で表示しています。
 - 2. 【特定経営管理業務】とは、「事業再生ファンド及び地域活性化ファンドの設立・運営業務」をいいます。
 - 3. 【特定専門家派遣業務】とは、「地域経済活性化や事業再生の担い手である金融機関等やその支援・投資先である事業者に対し、専門的なノウハウを持った人材を機構から派遣する業務」をいいます。